

事務所通信

2017年3月号 No.141



(お雛さま)

CONTENTS

- | | | | |
|---------------------|----|------------------|----|
| ● 所長コメント | | ● 春に関する雑学・豆知識クイズ | P4 |
| ● …我社は何故お客様に選ばれているか | P1 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 平成29年度税制改正大綱 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 雇用保険の適用拡大について | P3 | ● 休日カレンダー 職員雑記 | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

儲かる会社、潰れる会社ここに注目

我が社はなぜお客様から選ばれているのですか

みなさんは、この質問にどのように答えるでしょうか。

多くの会社では、「なぜお客様から選ばれているのか」ということを真剣に考えたことがないなあ、とお手上げの状態です。

みなさんはいかがでしょう。「我が社はなぜお客様から選ばれているのか」を真剣に考えていないことは、偽りのない言葉でしょうが、見方を変えれば経営者の怠慢です。

立場を変えて考えてみましょう。

みなさんの会社の近所に、焼き鳥屋さんが2軒並んでいたとしましょう。みなさんは、お客様です。どのような店の方に入りますか。

以下は、ある会社での回答の一部です。

- ・安い店
- ・メニューの豊富な店
- ・食べたい料理やお酒のある店
- ・料理を待たさない店
- ・雰囲気の良い店
- ・活気のある店
- ・常連となっている店
- ・可愛い娘のいる店・・・

もう分かって頂けたと思います。繁盛している焼き鳥屋さんは、何らかの基準でお客様から選ばれているのです。

我が社も同じでしょう。

今の売上、利益を計上しているのは、お客様が何らかの基準で我が社を選んで頂いているからなのです。選ばれている理由を正しく認識していないとしたら、みなさんの会社は多くの機会損失をしているかもしれません。

みなさんの会社では、業績の背景である、「我が社が顧客から選ばれている理由」「我が社が顧客から選ばれなくなった理由」を把握されてください。

それから

「このような強みをどのようにして強化していこうか」

「このような強みを発揮する組織的な仕組はどのようにしようか」

を考えることが業績向上のヒントになります。



平成29年度税制改正大綱 配偶者控除

「平成29年度税制改正大綱」が公表されました。

まだ国会で審議中ですが、今回の改正では、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが盛り込まれています。

～ 平成30年分以降の所得税に適用 ～

◆配偶者控除

現行では、納税者本人の所得金額に関係なく控除が受けられましたが、改正後は、納税者本人の所得金額に応じて控除額は次のとおりとされます。

本人の所得金額	控 除 額	
	70歳未満の配偶者	70歳以上の配偶者
900万円以下	38万円	48万円
950万円以下	26万円	32万円
1,000万円以下	13万円	16万円
1,000万円超	適用なし	

◆配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の所得金額は、38万円超123万円以下とされ、納税者本人の所得金額に応じて控除額は次のとおりとされます。

配偶者の所得	本人の所得		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
123万円超～	適用なし		

※この見直しが可決、成立されれば、平成30年分から適用となります。

平成29年分からはありませんのでご注意ください。

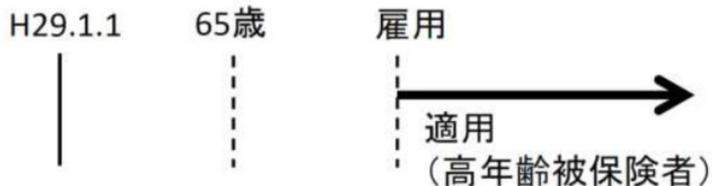
雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。

<適用要件（注）に該当する65歳以上の雇用した場合の雇用保険の適用例>

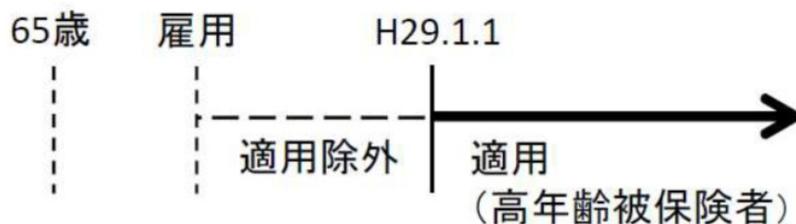
（注）1週間の所定外労働時間が20時間以上かつ、31日以上雇用見込があること。

① 平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合



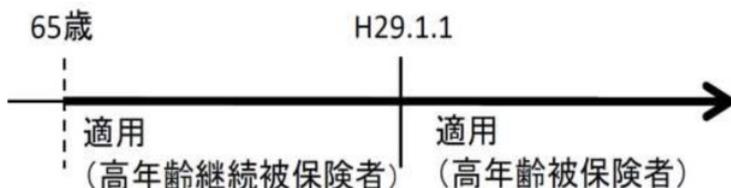
雇用した時点から高年齢被保険者となりますので**雇用した日の属する月の翌月10日まで**に所轄ハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という）を提出してください。

② 平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合



平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、**平成29年3月31日まで**に所轄のハローワークに「資格取得届」を提出してください。

③ 高年齢継続被保険者である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合



自動的に高年齢被保険者となりますので「資格取得届」の提出は不要です。

（厚生労働省HPより）

< 伊藤（祐） >

春に関する雑学・豆知識クイズ

春に関する雑学・豆知識クイズ

第1問

3月が旬の菜の花はアブラナ科の野菜です。
この中で一つだけアブラナ科ではない野菜があります。
一体どれでしょう。

1. キャベツ
2. ブロccoli
3. ほうれん草

第2問

春の野草の代表的なものの一つ、ツクシ。
では、このツクシを漢字で書くと次のうちどれでしょうか。

1. 土筆
2. 春筆
3. 菜筆

第3問

3月から4月頃にみられる、しとしと降り続く雨。
この雨の名前は次のうちどれでしょうか。

1. 五月雨
2. 春雨
3. 菜種梅雨

第4問

春告鳥とはどんな鳥を指しているでしょうか。

1. カッコウ
2. ウグイス
3. ヒバリ

第5問

『青春』から『ひな祭りの日』を引くと何人残るでしょう。
ヒント：ひな祭りの日を漢字で書くと…？

答え 第1問:ほうれん草 第2問:土筆 第3問:菜種梅雨 第4問:ウグイス 第5問:1人

確定申告期に多いお問合せ事項Q&A

Q. 給与所得者等で還付申告をしていなかった場合、何年前まで遡って還付申告をすることができますか。

A. 確定申告の必要がない方の還付申告は、還付申告をする年分の翌年1月1日から5年間行うことができます。したがって、これまでに申告をしていなかった場合、平成24年分については、平成29年12月31日まで申告することができます。同様に、平成28年分については、平成29年1月1日から平成33年12月31日まで申告することができます。なお、所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額がある場合、翌年度分（平成29年度分）の個人住民税額からその控除しきれなかった金額を控除できる場合があります。この制度の適用を受けるためには、年末調整によりこの制度の適用を受けている方を除き、原則として平成29年3月15日（水）までに住宅借入金等特別控除を受けるための確定申告書を住所地等の所轄税務署に提出する必要がありますのでご注意ください。

Q. 納期限に遅れて納税するとどうなりますか。

A. 期限内に納付できなかった場合や振替納税をご利用の方が残高不足等で振替できなかった場合には法定納期限の翌日から完納の日までの延滞税がかかります。納期限に遅れて納付することとなったときは、現金に納付書を添えて金融機関（日本銀行歳入代理店）又は所轄税務署の窓口において本税と延滞税を併せて納付してください。平成28年分の所得税及び復興特別所得税につき納税が遅れた場合の延滞税の計算方法は「延滞税の計算方法」をご覧ください。



研 修 予 定

日	時	研 修 内 容	場 所	講 師	参 加 費
テルモ経営研究会はお休みです。					

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく

経営革新等支援機関に認定されました！！

経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…

- ①信用保証協会の保証料の引き下げ
 - ②低金利での融資制度
 - ③各種補助金制度
 - ④商業・サービス業等投資減税制度
- などが挙げられます。ぜひご利用ください。

お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。



◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇

「車の寿命」

どんなものでも日進月歩で性能が良くなっています。車の寿命も昔の「10年10万キロ」とかは古いようです。

ちなみに、1980年代の平均使用年数は約8.3年。2015年代は約12.4年で35年の間に1.5倍になっているそうですが、ここ5年間は逆に0.3年ほど短くなっているそうです。

(担当： 齊藤)





休日カレンダー



3月(弥生) March

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5 伊藤祐・花水	6	7	8	9	10	11
12 池原・斉藤	13	14	15	16	17	18 広川
19	20	21	22	23	24	25 原・伊藤康
26	27	28	29	30	31	

- ・ 確定申告期間中は、土曜日も日曜日も毎日元気に営業しています。
- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

3月の税務

- 3月10日 平成29年2月分の源泉所得税・住民税の納付
- 3月15日 平成28年分の所得税確定・損失申告書提出
贈与税の申告書提出
個人青色申告承認申請書提出
個人住民税・事業税の申告書提出
- 3月31日 個人事業者の消費税等確定申告書提出
平成29年1月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付
平成29年7月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付
平成29年10月、4月決算法人の消費税の中間申告、納付
当月決算法人の消費税各種届出書提出



◆◆ 職員雑記 ◆◆

確定申告も終盤となってきました。
最後までより一層、気を引き締めて、体調を崩さず一生懸命、仕事したいと思います。

< 原 >